

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十八年一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
南 忠宏	五條市久留野町一一六 四番地	五條市西久留野町五五〇番ほか 四筆
西岡 英史	五條市西吉野町湯川六 四二番地	五條市西久留野町三八番ほか 筆
光川 真一	橿原市西池尻町四四四 番地の一 ログハウス こだち一〇一号室	橿原市鳥屋町一七八番ほか一筆

二 認可年月日

平成二十八年一月四日